

平成15年4月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

青森県 政策マーケティング

青森県の政策マーケティング委員会では、このほど「政策マーケティングブック」(Ver.02)を取りまとめました。同ブックとしては3冊目になります。政策マーケティングでは、「地域ごとに、あるいは福祉や環境、教育などそれぞれのテーマごとに、関心のある県民や関係組織が自主的に参加し、相談し、提案し、変えていく仕組み＝政策市場^{いちば}づくりを進めること」としています。14年度においても前年度に続いて県内4か所で県民ワークショップが開催され、また2000人を対象としたアンケートが実施されていますが、14年度はワークショップの結果を受けて今後の役割分担のあり方を考える県庁職員とのワークショップが開催されています。

<http://www.pref.aomori.jp/koutyou/marketing/004/ver02.pdf>

富山県 政策評価の実施と活用

富山県では、このほど14年度の政策評価結果を公表しました。同県としては本格的な評価の実施は初めてとのことです。施策評価は89施策について行われ、構成する主要事業の進捗状況を点数に置き換えてその平均点で判定されています。この結果、9施策については事業の見直し・充実強化等により対応していく課題のある施策となっています。主要事業評価は480事業について必要性、実施主体の妥当性、効率性、公平性の視点から判定され、その結果、改善が171事業、縮小が3事業、休止・廃止が1事業、完了が4事業となっています。一般事業評価については、対象は1,205事業で、担当の部局長が行う評価のみです。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1111/hyouka/14index.htm>

和歌山県 ベンチマークの指標追加

和歌山県では、「新生わかやまベンチマーク」で、87の指標を定めていますが、このほど8つの指標を追加しています。このうち、農林水産分野は、「特別栽培農産物認証件数」(14年39件、17年目標値200件)、「環境保全型農業に取り組んでいる農業者数」(13年95件、18年目標値500件)、「公共事業における県産品建設資材の利用率(県産品木製品の利用量)」(13年57%、14年65%)、「緑の雇用事業によるIUJターン定住者数」(16年目標値100人)となっています。

<http://www.wakayama.go.jp/prefg/000800/h14bmhp/h14mokuji.htm>

神奈川県 政策評価システム検討委員会提言

神奈川県政策評価システム検討委員会は、このほど「[提言] 政策評価システムの充実に向けて」を公表しました。現行システムの改善の方向として、施策の評価につながる対象事業の選定、評価項目の重点化、評価調書の簡素化が、また政策評価を活用した行政経営システムの充実に向けた改善の方向として、予算編成との連携、総合計画との連携を取り上げています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/gyoukaku/hyokateigen.htm>

農林水産省 研究開発の評価結果

農林水産省は、このほど研究開発の評価を実施しました。評価は、研究開始から2～4年経過した研究課題で研究期間が5年以上あるもの16課題と14年度に終了する95課題について行われました。このうち、事後評価では、「予想以上に成果を上げた」が17課題、「当初の目的をほぼ達成した」が63課題、「目的の達成は不十分であった」が15課題となっています。

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/press/2003/0331.htm>

食品の安全性に関する消費者意見交換会

当センターでは、平成15年3月20日、三会堂ビル会議室において、食品の安全性に関する消費者との意見交換会を開催した。参加者は、20代、30代、40代、50代からそれぞれ2名、計8名で、参加者は、主婦であること、食品の安全性に関する活動に取り組んでいる人たちでない方を条件に募集した（入選は人材派遣会社に依頼）。

意見交換会の概要は、次のとおりであった。

1. 食品の安全性についての関心

参加者は、食品の安全性問題について広い関心を持っており、ダイオキシン、重金属、抗生物質、O157などの細菌、アレルギー物質、BSE（牛肉の安全性）、表示問題などにわたっている。

ダイオキシンやO157のように数年前の事件であっても大きく報道されたものは、現在でも購買行動に影響している。例えば所沢の野菜はダイオキシン、カイワレはO157といった組合せが記憶に刷り込まれているとのことで、当該野菜以外に選択肢がない場合には買うが、その他の場合は避けているとのことである。

BSE問題については、かつてほど意識しなくなったが、牛肉の購入量は回復していないとする参加者が多かった。しかし、中高生を持つ参加者からは、問題発生当初から購入を控えたことはないとのことであった。2月に7例目のBSE感染牛が発見されたことは知っているとのことであったが、購買行動には影響していないとしている。

表示に関しては、買い物をするときに見るが、添加物名をみても理解できないとする発言があった。参加者の中に、子供がアトピーである者と自身がアレルギー体質の者がおり、アレルギー物質に関する情報の充実を求める発言があった。

2. BSE発生のときの行動

BSE感染牛がよろける映像がテレビで繰り返し放映された心理的影響は大きかった。ワイドショーでも取り上げられ、番組を信用しているわけではないが、見ると影響を受ける。BSEに関する正確な情報を得ようとインターネットで調べてみたが、問題になった一年半前のときは、サイトが分らず、あきらめざるを得なかったとのことである。

BSEの発見に加えて、牛肉買い上げ制度の悪用、相次いだ表示のごまかし事件が牛肉の購入を控えることを加速したとのことで、参加者の中には問題を起

こした会社の製品は、例え新会社になっても購入するつもりはないと述べる者もいた。

また、BSE発見当時の農林水産省の対応に関しては、本当の情報を流していないとの印象を受けたとのことである。

3. 食品を買うときに重視するもの

価格が多少高くなっても新鮮で安全なものを買うようにしている、都内であるが農家が直販しており新鮮であるので買っている、しかし、農薬や化学肥料の使用が適切であるかといった疑問は持っている、野菜などについては、産地名を見て買うようにしている、とのことである。

4. 「農場から食卓まで」

食の安全・安心に取り組むため、わが国だけでなく多くの先進国で「農場から食卓まで」のスローガンの下に運動や施策が展開されていることに関連して、この言葉から「消費者は何をすべきか」といったことがイメージできないとする意見が多く出され、生産者、食品取扱い業者、消費者のそれぞれの役割を明確にしていける必要があるのではないかとのことであった。

また、農林水産省が今年1月に実施した「食を考える月間」については、参加者全員が知らなかった、農林水産省は、テレビや新聞を通じてもっと広報すべきであるとし、また「食を考える月間」は、是非今後も続けて欲しいとの意見が出された。

なお、米国等で展開されている運動で、冷蔵庫の中で解凍するなどといった事項については、わが国の実態に合わないとし、いまの子供たちは、「腐る」という言葉は知っていても、実際に腐っているとか、腐りかけているとはどういう状態かを知らないの、それを実地に教えることが食中毒防止につながるとの発言があった。

5. 農林水産省等に対する要望事項

意見交換会で、市町村や保健所、消費者センターに行き、もう少し知りたい場合は「消費者の部屋」を紹介してくれるようにしてほしい、食品の安全性に関する総合的なサイトを設けて欲しい、フリーダイヤルの相談窓口を設置してほしい、24時間体制でなくても留守電方式によってでも対応してほしい、といった要望が出された。

当センターでは、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの一環として、この意見交換会を実施したが、参加者から活発な発言があつて極めて有意義であった。当センターでは、このような意見交換会を今後も開催していきたいと考えている。

EU「農村開発計画」の政策評価

今回は、EUにおける政策評価の実態を報告したい。EUという国家の連合体における政策評価では、EUと加盟国との間で相反する力が働いており、それを現実的にどう解決しているかという点で、政策評価の運用上の面白さがある。ここでは、現在進行している「農村開発計画」(2000～06年)につき、オランダ、フランスの対応を例にとって報告する。

1．EUにおける政策評価と農村開発計画

EUで最初に政策評価の考えが示されたのは、1996年の「健全で効率的な財政運営(SEM)2000」である。ここで合意された主な原則は、新しい計画につき事前評価報告書を提出、多年度のプログラムについては、中間評価、事後評価を行う、ということであり、農村開発計画についても、この考えで、理事会規則等が定められている(理事会規則1257/1999、その細則である委員会規則1750/1999)。

では、「農村開発計画(2000～06年)」とは何か。これは、EUの共通農業政策(CAPと略称される)の一環として、欧州農業指導保証基金のうちの保証部門からの助成を受けて行われる、加盟国主導の農村開発事業の計画である。(もう一つの指導部門は、構造政策に支出される。)保証部門からの支出は、従来、農産物の価格政策に充てられてきたが、1992年のCAP改革(農産物の過剰問題、WTOへの対応)に伴って、その“第2の柱”として農村開発にも支出されることとされたものである。

2．農村開発計画の政策評価の現段階

各加盟国は、農村開発計画の策定及びその実施に関し、「事前評価」「中間評価」「事後評価」という一連の評価(エバルエーション)を行い、欧州委員会に提出することとされている。各加盟国は、1999年7月までに、全体の農村開発計画の1項目として事前評価を提出し、その後欧州委員会による計画の承認を受けて、各国は計画に記載したプログラム(事業)を既にスタートさせている。中間評価は、本年末までに委員会へ提出しなければならない。後で述べるが、中間評価は、各国とも“独立した評価者”に委託して実施しており、したがって、現状は、一方で農村開発の計画を実行しつつ、他方で、評価者に委託した中間評価を年内に完成するように進めている、という状況にある。

3．計画の承認と事前評価

オランダ、フランスとも、EUから当初計画の承認

を受けたのは当初予定より遅れ、2000年の9月であった。これは初めての経験であったために調整に時間がかかったのだが、二つの問題を生じた。一つは、計画に基づく事業のスタートの遅れで、2000年の分についてはかなり無理をして消化に務めたようである。

二つめは評価の問題で、農村開発計画の評価は、ルール上の原則として、“独立した評価者”が行うことになっている。しかし、事前評価については、EUの審査で事業内容が変われば、それに併せて、評価の内容も変える必要がでてくる。結局、評価の責任を負う加盟国の行政当局が行わざるを得なかった。

事前評価で注目すべき点が、3つほどある。ひとつは、各国とも「共通質問項目」を念頭に評価することが求められている。これはEUによれば、“各国が良いエバルエーションをするためのガイダンス”と考えたもので、例えば、「農村地域の人口、構成、流動への効果」や「雇用の確保への効果」などがあげられている。しかし、国による対応力の違いから、結局は審査には使われなかったという。二つめは、定量的目標設定の要請である。つまり、期待する効果の目標を定量化することとされていたが、これも、実際には実施されなかった。事前評価の段階では困難で、フランスの評価でも、経験を踏まえた定性的なものとなっており、オランダでも、これは中間評価での課題だと捉えられていた。

三つめは、EUに特徴的な問題である。通常、事前評価の結果は資源配分、特に、予算額に反映されると考えられている。農村開発計画でも、委員会が一定の要件に基づいて決定する、というのがルールとはなっている。しかし、加盟国ごとの予算配分はもっと高い政治レベルで決定され、欧州委員会による国別の助成額の決定が官報に載っても、どの国も驚くことではないという。ただし、実際に事業が始まると、その進捗や実施状況が動かしがたいものとなる。どの国も、中間評価については極めて神経を使わざるを得ない。

4．中間評価

中間評価は、計画初期の評価に過ぎないが、各国が最も神経を尖らすのは、“独立した評価者”の選定である。

ルールでは公募入札であるが、最終選定に当たって決め手となるのは、評価者の各国の政策に対する理解度、評価の能力、期限の厳守であった。また、“独立した”といっても、普段の調整は怠らないという。この結果いかんで、事業内容の調整、場合によっては国別配分に影響することがありうるためである。目下、各国で中間評価が進められているが、その結果が、今後の各国の農村開発計画にどのように影響を及ぼすのか、運用上関心が高い事柄である。(後藤)

用語解説

プロセス評価 Process Evaluation

米国会計検査院（GAO）は、プログラム評価のタイプとして、プロセス評価、アウトカム評価、インパクト評価、費用便益・費用効果の4つを提示し、プロセス評価については、「プログラムが計画どおりに実施されているかどうかを評価するもので、プログラム活動が法令や規制、プログラムの設計、専門基準、顧客の期待に合致しているかを見るものである」としている。

また、テキサス大学の教授は、プロセス評価について、「プログラムが成功であったかを診断するために用いるものでない。アウトカムではなく実施過程に関心がある。プログラムが計画どおりに実施されているかを判断し、プログラムを的確・適切に調整するために使用し、プログラムの実施責任者に情報を提供し、プログラム実施の改善に役立て、プログラムの長所と短所を明らかにすることである」としている。

具体的な実施事例をみてみよう。

農務省食品栄養局（FNS）が実施している「州域栄養教育ネットワーク」（Statewide Nutrition Education Networks）の評価は、プロセス評価の手法を用いて実施されている（1999年8月）。実施したのは、FNSの委託を受けた Research Triangle Institute と Health System Research Inc. である。この評価では、州域栄養教育ネットワークを構築するためにどのような過程を経たか、ネットワークによって展開された過程は効果的であったか（共同栄養教育の支援と食品スタンプ受給者と適格者の推進のための公的・私的組織のネットワークの構築など）、FNSは州域栄養教育ネットワークの育成に何かできたか、効果的な州域栄養ネットワークの構築について何を学ぶことができたか、の設問に答えを出すことでであるとされている。評価の結果、ほとんどの州で確かな状況が達成されているとしている。

米国農務省、保健社会福祉省、野菜・果実団体等に

編集後記

イラクでの戦争は、かつてないような情報戦という感じです。両サイドの思惑は異なるようですが、色々な情報がテレビ、新聞などで流され、頭の整理に困惑します。

さて、食品の安全についての消費者のお話では、率直な本音の中で、情報が“刷り込まれる”ということを示すような話が多くでていました。身につまされるのは、若い人は食べ物の腐った状態というのが分からないという話です。われわれが単身赴任をして日常的に困るのはこの問題でしたが、今は、若い家庭の多くで起きていることのようにです。分からなければ、すぐ“実家”に電話をするのだそうです。（後藤）

よるパートナーシップによって推進されている「1日5品目」（5 A Day）プログラムの国立癌研究所（NCI）による評価では、プロセス評価とアウトカム評価の二つの評価手法が採用されている。このうち、プロセス評価の目的は、プログラムの実施状況を追跡することで、成功に結びつく要素を明らかにすること、プログラムの実施とその成果であるアウトカムとの間における信頼に足る関連性を明らかにすることであるとされている。具体的な作業としては、「1日5品目」プログラムの実施状況に関する報告書を作成すること、メディアのデータを分析すること、州におけるプログラムの実施状況に関する検討を定性的に行うことなどである。このプロセス評価の目的は、常にプログラムの進捗状況を評価すること、州段階における成功とみられる実施方法を明らかにすることとされ、特に後者の成功事例を明らかにすることが重要であるとされている。

2002年度における米国農務省の情報技術の投資は13億ドル（約1,500億円）で、この投資の成功が直接、省内関係部局の事業計画に影響することから、主任情報官室では、「農務省の情報技術の資金計画と投資管理に関するガイド」（最新版は2002年4月）を出し、プロセス評価によって情報技術に対する投資の効果を評価することにしている。同ガイドのプロセス・シートは、それぞれのフェーズが適切な時期に実施されたか、次のフェーズに進むためのデータ・コンテンツが十分であったか、資源（人員等）が適切に配分されていたか、適確な者や専門家が入っていたか、情報フローが受入れ可能なレベルであったか、I-TIPSが実施過程の各フェーズの活動を支援することができたか、どのフェーズにおいても是正のための行動が提案されたか、を明らかにするよう求めている

米国農務省によると、プロセス評価の実施例は、多くないとのことである。栄養改善の教育や情報技術の整備は終期のない取り組みであり、事業実施中において、進捗状況を管理し評価が求められることから、この評価手法が採用されている。

AFFPRI report

平成15年4月15日 No.30

（財）農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

三會堂ビル 9階

TEL 03-3568-2107

FAX 03-3568-2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>